

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業者の名称	フリガナ カブシキカイシャ タイセイカイ		
	株式会社 泰星会		
事業者の所在地	熊本県阿蘇郡南阿蘇村一関1850-1		
事業者の連絡先	電話番号	0967-62-8733	
	FAX番号	0967-62-8778	
	ホームページアドレス	http://www.kishouraku.com/	
事業者の代表者名		篠崎 泰子	

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先				
事業主体の名称	法人等の種類		なし	あり ： 株式会社
	名称 株式会社 泰星会		フリガナ カブシキカイシャ タイセイカイ	
事業主体の主たる事務所の所在地	〒869-1504			
	阿蘇郡南阿蘇村一関1850-1			
事業主体の連絡先	電話番号		0967-62-8733	
	FAX番号		0967-62-8778	
	アドレス			
			taiseikai@ark.ocn.ne.jp	
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名		篠崎 泰子	
	職名		代表取締役	
事業主体が行っている主な事業等	高齢者賃貸住宅の運営、管理、斡旋、警備、清掃ならびにメンテナンス業務 介護サービス事業、施設サービス・生活支援サービス事業、成年後見人受託支援業			

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先			
住宅の名称	フリガナ		

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等				
	自立の方、介護が必要な方など、それぞれの個人が有する能力に応じ、尊厳ある日常生活が送れるよう援助いたします。			
生活支援サービスの内容				
	基本サービス		料金	(提供方法・提供者)
	24時間緊急対応サービス、安否確認サービス、生活相談サービス		3万円／一人月額	株式会社泰星会の職員が対応いたします。自立～要介護度により料金が異なります。
	上記以外の生活支援サービス等			
	サービスの種類	料金	(提供内容・方法・提供者)	
	食事の提供サービス	51,000円／月(税込み)	食費は月単位での請求となります。 食費：月額51,000円(30日の場合)〔朝食400円、昼食600円、夕食700円〕 朝食は8時～9時まで。昼食は12時～13時まで。夕食は17時00分～18時まで。食堂で提供します。居室へ配食することもできます(別途有料)。 キャンセル、変更等は提供される日の前日17時までにお知らせ下さい。 食事は、本住宅の厨房に専属の調理員により調理いたします。(提供会社 株式会社泰星会)	
	住戸内の清掃サービス	1500円／1回30分	居室内の清掃を行います。(換気扇、エアコン等電子機器については、別途業者をご案内します) 身体及び生活訪問介護利用可(介護保険自己負担分)	
	付き添い、送迎サービス	2000円／1回60分	買い物、通院など必要な方に付き添います、別途タクシー代などの交通費は実費となります。	
	健康管理サービス	医療保険適応	渡辺内科医院 / 立野病院 / きずな歯科	
ペットケアサービス	1500円/1日	外泊時などのお預かりいたします。散歩は1200円/40分程度		

5. 生活支援サービス職員体制

生活支援サービス職員体制等			
	生活支援サービス職員		
	サービス種類ごとに業務に係る人数を記載して下さい。	人数	委託先等
	基本サービススタッフ	1人	株式会社泰星会
	介護スタッフ	1人～2人	株式会社泰星会
	調理スタッフ	2人～3人	株式会社泰星会
	夜間体制 常駐の (○有 ・ 無)	1人	株式会社泰星会

6. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	
	毎月5日に請求書を発行し、入居者様に送付いたします。 ・基本サービス料金(管理費)30,000円／月・重度の認知障害 40,000円／月 ・共益費 8000円/月 共有部分の光熱費、居室水道料金、ごみ処理料金 ・その他オプションサービスご利用料金
支払方法	
	毎月20日までに口座振替、現金振込み、などの方法で支払請求分をお支払いいただきます。

7. 生活支援サービス利用者からの苦情に対応する窓口等の状況

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況		
窓口の名称		生活相談窓口
電話番号		0967-62-8733
対応している時間	平日	9時00分～17時00分
	土曜	休み
	日曜・祝日	休み
	緊急時	常時可
	定休日	土・日・祝日
	留意事項	緊急時以外は要予約
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応		
具体的な対応		相談窓口を設置。誠意を持って迅速に対応いたします。

8. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
外泊時および、帰宅時間が19時以降になる場合は管理人へご連絡下さい。	
共用施設の利用について	
ペットの飼育	ペットは他の入居者に迷惑をかけないように、責任を持って飼うようにしてください。廊下では抱いて移動してください。また、建物周囲での排泄はご遠慮下さい。屋外での排泄は処理してください。
生活相談	ご希望の方は、あらかじめご予約いただけますと、お待ちいただくことはありません。
家事援助	
ゴミ出しサービス、清掃、洗濯、買い物、送迎などのサービスを有料で行っていますので、ご希望の方はご予約ください。	
ペットケアサービス	
外泊、外出時のペットの世話、お散歩サービスなど有料で行なっていますので、ご希望の方はご予約ください。	

9. 契約の解除内容等

入居者からの解約	
一ヶ月の予告期間をもって、契約を解除することができます。	
事業者からの解除	
正当な理由無く支払うべき料金が三ヶ月以上滞納し、かつ、請求しても定められた期間内に滞納額の全額支払いが無いとき、また、施設内の規律が守れず、著しく調和を乱す場合や他の入居者の心身に害を及ぼすと考えられる場合は、契約を解除する場合があります。	

10. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
○有 ・ 無 (東京海上日動火災)	

説明年月日

令和 年 月 日

生活支援サービス提供にあたり、利用者に対して、契約書及び書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者名 株式会社 泰星会

住所 南阿蘇村大字一関1850-1

代表者 代表取締役 篠崎 泰子

説明者

私は、契約書及び書面により、事業者から生活支援サービスについての重要な事項の説明を受けました。

利用者名

住所
